

四街道市こどもルーム運営事業受託者募集要領

1 事業の概要

(1) 事業の名称

四街道市こどもルーム運営事業委託

(2) 目的

四街道市こどもルーム運営事業は、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業として位置づけられ、市内全12小学校の全てにこどもルームを設置し、保護者が労働等により放課後家庭において監護することができない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより、その健全な育成に貢献している。

本事業は、別紙1「四街道市こどもルーム運営事業受託事業者の選考に係る基本方針」における「基本理念」、「基本原則」等に基づき、より一層、利用保護者や利用児童が安全で安心して利用することのできるこどもルームの運営を行う体制を整備することを目的とする。

(3) 事業内容

別添「四街道市こどもルーム運営事業委託仕様書」に記載のとおり

(4) 委託契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(既存の運営事業者からの引き継ぎ期間は、契約締結日から令和4年3月31日まで)

(5) 委託料

別添「四街道市こどもルーム運営事業委託仕様書」に記載のとおり

2 応募資格

令和3年4月1日現在、他自治体において放課後児童健全育成事業を運営している、熱意のある民間事業者で法人格を有する者。(社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等)

ただし、法人又はその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び市の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等に禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生、再生手続き等を行っている。
- (4) 応募書類提出時点で、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている。
- (5) 四街道市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第2号)第2条の規定による暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者が含まれている。
- (6) ほかに応募している法人と、主たる役員が重複している。

なお、応募者が契約締結までの間に、上記に規定する応募資格を有しなくなった場合、又は提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

3 応募手続

受託者の募集については、企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）とする。

プロポーザルに参加する意向がある場合、(1)に記載の応募必要書類を提出期限までに提出すること。書類が不足する場合及び提出期限までに提出がない場合は、プロポーザルに参加できないものとする。

なお、対象こどもルームは、①四街道市北側13施設、②四街道市南側11施設をそれぞれ委託の単位とし、プロポーザルの応募にあたっては①及び②の両方について参加可能とする。

(1) 応募必要書類

	必要書類	様式等	提出期限（必着）
1	参加表明書	様式1	令和3年10月15日（金）
2	応募申込書	様式2	令和3年11月5日（金）
3	誓約書	様式3	
4	提案書	任意様式	
5	法人概要書	様式4	
6	業務実績	様式5	
7	法人登記簿謄本	提出日3ヵ月以内のもの	
8	印鑑証明書	提出日3ヵ月以内のもの	
9	定款又は寄附行為	最新のもの（原本証明）	
10	見積書	様式6	
11	質問書	様式7	
12	参加辞退届	様式8	

※応募必要書類は、1～10（参加表明書を先に提出した場合は2～10）を1部として、各々書類符号を記したインデックスを付け、A4ファイルに綴じて、正本1部、副本10部を提出すること。

(2) 提案書について

①内容

提案書には、別紙2「四街道市こどもルーム運営事業委託プロポーザル採点基準」の審査項目について応募者の考え方や対応、提案を記載すること。

②様式

提案書はA4版とし、各ページの最下段中央にページ数を記載すること。

(3) 見積書について

見積書の費目の内容は次のとおりとする。なお、北側及び南側の両方についてプロポーザルに参加する場合は、それぞれ見積書を提出すること。

	費 目	主な内訳
人件費	主任支援員人件費	給与、賞与、手当、社会保険料、交通費
	支援員人件費	
	補助員人件費	
	巡回支援員人件費	
	加配支援員人件費	
	事業管理者人件費	
事業費	報償費	研修会の講師謝礼等
	旅費	研修旅費、出張旅費等
	消耗品費	蛍光灯、タイルカーペット、洗剤等
	教材費	本、画用紙等
	印刷製本費	資料印刷等
	通信運搬費	電話、インターネット使用料等
	保険料	賠償責任保険料等
その他	上記以外の経費	運営事業本部経費等

(4) 提出先

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地 四街道市健康こども部保育課 まで
 郵送の場合は、到達の確認が可能な書留等とすること。

持参の場合は、平日 午前8時30分から午後5時15分までの間とすること。

(5) 質疑について

本要領の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

回答については、参加表明書を提出した者全員に、10月18日（月）から同月22日（金）までにメールで回答する。

①様式 様式7

②提出先 3（4）と同じ

③提出方法 電子メール ※受信確認を行うこと

④提出期間 令和3年10月1日（金）から同年10月15日（金）まで

(6) その他

- ・市が必要と認めた場合は、追加で書類の提出を求める場合がある。
- ・申込書類及び提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が採用する応募者の申込書類、提案書は市の業務上必要な場合、無償で使用できるものとする。
- ・応募にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ・プロポーザル審査の過程については公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ・提案段階での経費がそのまま委託経費になるとは限らない。

- ・参加表明書を提出した後、応募を辞退する場合には、早急に保育課へ参加辞退届（様式8）を提出すること。

4 受託者の選考

(1) 選考方法

提出された書類及び応募者のプレゼンテーションをもとに審査を行い、委託の単位ごとに各1事業者の選考を行う。

(2) プレゼンテーション要領

- ①実施日時については、応募書類提出期限後に市から参加者へ通知する。
- ②提出した提案書以外の追加資料の配布は認めない。
- ③本業務の担当者が出席すること。
- ④プレゼンテーションは提案書のみで行うこと。追加資料、パワーポイント等の使用は認めない。
- ⑤プレゼンテーションの時間は45分程度（説明30分、質疑応答15分）とする。

(3) 採点基準

採点基準は、別紙2「四街道市こどもルーム運営事業委託プロポーザル採点基準」とする。なお、選考の過程及び他の応募者の選考結果詳細については公表しない。

(4) 選考結果の通知

選考結果は、応募者の全てに文書により通知する。

(5) 選考スケジュール

項目	日時及び期間等
参加表明書（様式1）提出	令和3年10月1日（金）～ 令和3年10月15日（金）
質疑応答期間	質疑：令和3年10月1日（金）～ 令和3年10月15日（金） 応答：令和3年10月22日（金）まで
応募申込書類一式提出期限	令和3年11月5日（金）
プロポーザル実施	令和3年11月15日（月）又は16日（火）
選考結果の通知	令和3年11月中

5 受託者の契約の時期

選考結果通知後、2週間以内程度に委託契約を締結するものとする。